

【足立区情報公開・個人情報保護審議会】会議概要

会 議 名	第十五期・第1回足立区情報公開・個人情報保護審議会		
事 務 局	政策経営部区政情報課		
開催年月日	令和8年7月30日（木）		
開催時間	午前10時00分 ～ 午前10時40分		
開催場所	中央館8階特別会議室		
出席者	川合 敏樹 委員	粉川 一郎 委員	面川 典子 委員
	水町 雅子 委員	土肥 紳一 委員	吉岡 茂 委員
	小泉 ひろし 委員	くぼた 美幸 委員	横瀬 幸弘 委員
	國井 幹雄 委員	石川 祥江 委員	田島 翼 委員
	渡辺 大介 委員		
欠席者	はたの 昭彦 委員		
会議次第	別紙のとおり		
資料	○報告事項 1 「足立区個人情報保護評価委員会（PPAC）」の実施状況 2 令和7年度 情報公開制度・個人情報保護制度等の運用状況 2－1 情報公開制度の運用状況 2－2 個人情報保護制度の運用状況 2－3 不服の申立て制度の運用状況 2－4 情報公開・個人情報保護審議会の承認状況		
その他			

(審議経過)

1 開 会

○小口区政情報課長 皆様、おはようございます。区政情報課長の小口でございます。本日は足立区情報公開・個人情報保護審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

審議に入るまでの間、私のほうで進めさせていたきたいと思います。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

まず初めに、第十五期情報公開・個人情報保護審議会の委員の委嘱についてでございます。

当審議会は区長の附属機関と位置づけられておりまして、本来でしたら近藤区長からお渡しするところでございますけれども、公務の都合により出席できないため、委嘱状は机上に置かせていただいております。ご了承くださいと思います。

2 委員紹介

○小口区政情報課長 次に、審議会委員、今期は14名の方がいらっしゃいますけれども、14名の皆様のご紹介をさせていただきますと思います。

まず初めに、学識経験者からご紹介いたします。

國學院大學法学部教授、川合委員です。

武蔵大学副学長社会学部教授、粉川委員です。

弁護士の面川委員です。

弁護士の水町委員です。

東京電機大学システムデザイン工学部教授、土肥委員です。

次に、区議会から選任されました委員をご紹介します。

吉岡委員です。

小泉委員です。

くばた委員です。

はたの委員です。本日ご欠席でございます。

次に、区内各団体の代表者としてご推薦いただきました委員をご紹介します。

一般社団法人西新井法人会会長、横瀬委員です。

足立区町会・自治会連合会会長代行、國井委員です。

足立区民生・児童委員協議会会長職務代理、石川委員です。

足立区立中学校PTA連合会庶務、田島委員です。

最後に、公募による区民委員をご紹介します。

渡辺委員です。

委員14名の紹介は以上でございます。

なお、任期は令和10年6月30日までの2年間となっております。皆様、よろしくお願いいたします。

次に、事務局職員をご紹介します。

本審議会幹事の岩松政策経営部長です。

同じく幹事の松野総務部長です。

[以下、事務局職員紹介]

○小口区政情報課長 次に、審議会の資料の確認をさせていただきますと思います。本日の資料は4点ございます。まず審議会の式次第、2つ目として審議会委員の名簿、それから3つ目として席次、最後に4つ目ですが、事前に郵送させていただきましたピンク色の冊子、審議会の資料でございます。もし不足の資料などがございましたら、挙手にてご連絡いただければと思います。よろしいでしょうか。

次に、定足数の確認でございます。審議会条例第5条第1項の規定により、審議会の成立には委員の過半数の出席が必要となっております。本日は委員14名中13名出席でございますので、定足数の過半数を超えてお

り、本会議は成立となります。

3 会長及び副会長選任

○小口区政情報課長 次に、第十五期、今期の審議会会長の選出についてでございます。審議会条例第4条第1項の規定により、委員の皆様による互選で会長を選出することになります。いかがいたしましょうか。

〔「前回の会長」と呼ぶ者あり〕

○小口区政情報課長 「前回の会長」というご意見を頂きましてありがとうございます。

それでは、前期、十四期の審議会において会長を務められておりました川合委員に会長職をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

○小口区政情報課長 拍手をいただきましたので、川合委員を会長としてお願いしたいと思います。

それでは、川合会長からご挨拶いただければと思います。

○川合会長 ただいま会長職を拝命いたしました川合でございます。引き続き滞りなく審議できるよう尽力していきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○小口区政情報課長 次に、副会長の選出については川合会長に進行をお願いしたいと思います。

○川合会長 ありがとうございます。

それでは、審議会条例第4条第1項の規定により、副会長は委員の互選により選出をするということとなっております。この点いかがでしょうか。

〔「会長一任」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。

ただいま「会長一任」のお声をいただきましたので、特にその他のご意見等がないよう

でしたら、やはり長年にわたって学識経験者として審議会の委員を務めてこられました粉川委員に副会長をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

○川合会長 ありがとうございます。

粉川副会長就任についてご承認いただいたということで、粉川委員に決定させていただきたく思います。

では、粉川副会長からご挨拶をよろしくお願いをいたします。

○粉川委員 ご指名をいただきました粉川でございます。私のほうは社会学部の教員ということで、川合先生とは専門性が違いますので、その立場からサポートができればと思います。よろしくお願いいたします。(拍手)

○川合会長 粉川副会長、ありがとうございます。

○小口区政情報課長 それでは、事務局から少しご連絡でございます。

本日、お手元の次第のとおり、報告事項は2件でございます。

また、審議を行う上で、ご発言の際には、お手元のマイクのスイッチがございしますので、マイクのスイッチを入れて発言をお願いいたします。発言が終わりましたら、このマイクのスイッチをお切りいただければと思います。

また、オンラインで参加の委員の皆様におかれましても、挙手のボタンを押していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行については川合会長にお願いしたいと思います。

○川合会長 それでは、ただいまから足立区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、本審議会の審議についてですが、基

本的に公開により行うということとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。異議なしということで、そのように進めさせていただきたく思います。

4 報告事項

（１）「足立区個人情報保護評価委員会（P P A C）」の実施状況

○川合会長 では、本日の報告事項に入ってまいりたいと思います。

報告事項の１番です。資料の１ページのご確認をお願いいたします。「足立区個人情報保護評価委員会（P P A C）の実施状況」でございます。

それでは、区政情報課よりご説明をお願いいたします。

○小口区政情報課長 区政情報課から説明させていただきます。

資料１ページでございますが、こちらは評価委員会の実施状況でございます。

１の（１）「開催日」ですけれども、令和７年１１月から令和８年５月まで８回分の計３２案件について今回ご報告させていただきます。

（２）「具体的な評価の方法」でございますが、担当課が一つ一つの案件について「業務委託安全管理シート」というものを作成しまして、その内容に基づいて評価委員会の中でアドバイザーの意見を頂きながら評価をしているところでございます。

（３）「評価の結果」でございますが、全３２件中、Ａ評価は１８件、保留となっているものは１件ございまして、そのほか安全管理措置が十分であるため評価不要としたものが１３件でございます。基本的には全て特段問題ないということでご了承いただいている

ところでございます。

概要については以上でございますが、次のページ以降、詳細な案件の内容を記載してございます。ここで幾つかご紹介させていただきたいと思います。

それでは３ページをご覧ください。

１つ目の案件です。評価番号 2025-020、件名としては「ショートメッセージ配信サービス利用（生活保護費返還に対する督促等）」についてでございます。

委託の内容については、これまで生活保護費の返還金の納付を促す際には、区の職員、ケースワーカーさんが対象者に電話で督促を行っておりました。そこをショートメールでのメッセージに切り替えて相手方にご案内をすることによって、業務の効率化を図るというものでございます。

この内容について意見が幾つかございましたが、主な意見のところで、例えば、本当に区からのメッセージなのか、振り込め詐欺とか、そういったことも最近はありますので、区別が難しいのではないかと、詐欺ではないことが相手に伝わるような方法を工夫してほしいといったようなご意見が出されているところでございます。こちらの評価についてはＡ評価になってございますが、そういったご意見もございました。

続いて、６ページをお願いいたします。

「あだち食料品等物価高支援給付金事業業務委託」でございます。全区民に対して１人１万円を支給するという業務があったのですけれども、この支給をする際に、通知の印刷発送業務、問合せ対応のコールセンター業務、また申請書の審査、これはセブン銀行のＡＴＭで現金を受け取るということも可能となった内容でしたので、そういった委託の内容について評価をいただきました。

こちらについては、主な意見としまして、

全区民が対象でありますので、大量の個人情報を取り扱われることから、セキュリティ面できちんと確保されているかどうかをよく確認する必要があるといったご意見がありました。また、先ほどもありましたが、詐欺といったことも助長するような危険性もあることから、区民に対して十分な周知を図ってほしいといったご意見もございました。

こちらの給付金の業務については、急遽実施することになった業務でございます。当初は安全管理措置の確認が不十分であったというような話もあったのですが、再度確認したところ、安全性の措置については十分であるというような最終的な評価になってございます。

続いて、8ページをお願いいたします。

この表の一番上の案件でございますが、「足立区国民健康保険レセプト活用保健事業の一括委託について」でございます。こちらは、国民健康保険加入者の中から対象者を抽出して通知を送って、医療機関受診勧奨ですとか保健指導につなげて健康寿命の延伸を図るという業務になってございます。

主な意見等につきましては、CD-Rの使用については、暗号化したUSBメモリよりもリスクが高いので、必要性を再検討していただいて、可能であれば使用を廃止してくださいといったようなご意見も頂いております。ただ、こちらについても安全管理措置については、いずれもA評価となってございます。

最後に、もう1件ご紹介させていただきます。14ページをお願いいたします。

「AIによる「区民の声」及び「子ども版区民の声」の作成支援に関する実証実験」でございます。通常、区民の方から、はがきやインターネットのウェブフォームを用いて、いろいろなご意見を頂くところでござい

ますが、頂いたご意見を区民の声相談課で担当課を特定し、そこに割り振って回答をつくっていただいて、区長決裁の下、回答していくという流れで対応しているものでございますが、頂いたご意見を、お名前や住所など個人情報を抜き取った上でAIに読み込ませて、過去の区民の声のデータ、回答のデータとを照合して、どこの担当課かをAIで振り分けるということをします。その上で回答案についてもAIを使って過去の事例も踏まえてつくり、最終的には担当課のほうで修正をして回答するという実証実験の内容でございましたが、主な意見として幾つかございました。区民の声の意見、回答については、名前や住所をマスキングしたとしても、内容とか文脈によっては個人が特定されてしまうのではないかとといったご意見。また委託に伴って提供した個人情報が、委託先の機械学習に用いられる懸念があるのではないかとといったご意見がございましたので、こちらについては検討事項が数多くございましたので、一旦評価を保留となってございます。

1つ目の案件について、私からの説明は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、何かご質問等ございましたらお願いをいたします。

渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員 渡辺です。よろしくお願いします。

先ほどのAIについてですが、非常に興味深いなと思いました。AIを用いて業務を効率化させるというところと、区民の皆さんに正確な返答をするというところで、双方でいい案だなと思うのですが、ここに書かれております懸念はおっしゃるとおりですが、重要な点として、生成AIとの契約状況がどうなっているのか。ここで生成A

Iと書かれています、生成AI自体が今はたくさんございますし、それがどういうアクセス状況、どういう契約状況になっているのか。例えば、利用するにしても、個人情報を学習には用いないという契約もすることはできるわけです。個人情報をマスキングしたとしても、意見などで推測できるのではないかというのは、確におっしゃるとおりだとは思いますが、確かに状況によっては特定できる可能性があるのですが、重要なのはAIのベンダーとの契約がどうなっているのか。学習に使うも使わないも、いずれも契約次第ではあると思いますので、そこら辺の契約がどうなっているのか。委託するのであれば、委託する先との契約がどうなっているのか。そこが重要なのかなと思います。これはAIという話ではなくて、契約の話もあるのかなと思っております。すみません。以上です。

○小口区政情報課長 区政情報課です。

ご意見ありがとうございます。おっしゃるように、契約だとか協定の内容によるところもあるかと思います。契約・協定上は、確かに個人情報は扱わないですとか、あとは学習に用いないということは言っているようですが、それが本当に担保されるのかというところに懸念があるというご意見がありましたので、引き続きの検討となってございます。

ほかに、国の法令のところで目的外利用に当たるのではないかと、様々なご意見を頂きましたので、そういった点も含めまして継続審議となっているところでございます。ご意見ありがとうございます。

○五十嵐個人情報保護担当係長 すみません。区政情報課ですけれども、事務局から1点補足をさせていただきます。

本案件につきましては、頂いた区民の声を、

マスキング処理をしてAIに読み込ませるという流れになっていたのですけれども、区の中でマスキング処理を行ってAIに読み込ませたとしても、読み込ませる前の情報を区の職員がまず見ることができる。マスキング処理をした後の情報も区の職員が見ることはできるのですけれども、区民の声担当課の職員がマスキング後と前のものを容易に照合できるというところで、個人情報には該当するという形になっております。

また、本業務につきましては、実際に行った回答とマスキング処理を行った区民から頂いた意見、こちらをアーカイブ化してAIに学習させるというような話がございましたので、こちらは個人情報の目的外利用に当たるのではないかと、資料14ページの黒ポチの1つ目のところ、個人情報保護委員会が出している通知との整合性を再確認するようという意見が付されております。以上になります。

○川合会長 渡辺委員、お願いいたします。

○渡辺委員 ありがとうございます。よく分かりました。

今、足立区の中で生成AIポータルというのができているかと思います。職員の方々が既にAIを利用されている。今、足立区内で管理されているAIで学習させる予定があるという理解でよろしかったでしょうか。

○五十嵐個人情報保護担当係長 区政情報課です。

生成AIポータルとは別に契約を結んで、そちらに情報を渡すという流れになっておりました。

○川合会長 ありがとうございます。

その他の点はいかがでしょうか。その他、特にございませんでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 その他、特にご意見等がないと

いうことでしたら、本件については了承するということですのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川合会長 ありがとうございます。

異議なしということで、了承することとしたいと思います。

（２）令和７年度情報公開制度・個人情報保護制度等の運用状況

○川合会長 では、報告事項の２番目に入っていきたいと思います。資料の１６ページ以下になります。「令和７年度情報公開制度・個人情報保護制度等の運用状況」についてです。

引き続き所管課からご説明をお願いいたします。

○小口区政情報課長 区政情報課です。

まず１６ページの「情報公開制度の運用状況」です。

（１）請求件数及び処理件数についてでございます。こちらの表の左下、令和７年度については７５８件。昨年度に比べて２７３件減っております。理由は令和７年１２月から金額入りの工事設計書をインターネットの専用サイトで公表し始めたことが大きな要因となっております。こちらの開示請求については、建設業者などから、工事契約の内容や設計書などの開示請求が結構多くて、公表し始めてからは大分減ってきているというものでございます。

（２）「請求者数」についても、件数が減ったことに伴って、大分減っている状況でございます。

報告２件目の（１）の状況については以上でございます。次のページ以降、この請求内容の詳細を記載しております。こちらについては省略させていただきます。

続いて７４ページをお願いいたします。２

－２ですが、保有個人情報の開示請求の状況でございます。

（１）の表の左下のほう、７年度は４５０件、令和６年度に比べて１５１件増えてございます。この理由ですけれども、主に外国籍の方から住民税の納付日が確認できる資料を開示してほしいという請求が増えました。入管のほうで、在留資格の更新の手続で納付日が確認できるものが必要だということで、昨年度の途中から急激に増えてございます。今も結構コンスタントに來ている状況でございますが、こちらについては開示請求によらずに、所管課のほうで対応できるような算段で今進めているところでございます。所管課で対応できるようになれば、大分減る見込みでございます。

（２）が「請求者の内訳」でございます。令和７年度は増えている状況でございます。

次のページ以降も一つ一つの案件の詳細でございます。こちらについても省略させていただきます。次に、１１３ページでございます。

２－３「令和７年度不服の申立て制度の運用状況」でございます。こちらは表のとおり、令和６年度からの継続案件もございましたけれども、そういったものも含めて２３件の審査を行っているところでございます。

続いて次のページ、２－４「令和７年度情報公開・個人情報保護審議会の承認状況」でございます。昨年度は本審議会を２回開催しております。内容としては、こちらの表にありますとおり、「足立区情報公開条例並びに同施行規則の改正及び情報公開制度運用の手引きの改定について」というものをご審議いただきました。インターネットなどで公表または提供されている区政情報については、開示請求の対象とならないという旨を記載する改正の内容になってございます。

ざっとでございますが、私からの説明は以上でございます。

○川合会長 ありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

小泉委員、お願いいたします。

○小泉委員 外国籍の請求者から住民税の納付日が確認できる記録の開示請求ということで、足立区でも外国人の方が大分増えているし、区民税等の納入者数もかなり増えてきているかと思うのですが、在留資格の更新だとかで、納付がきちんとされていないと更新できないということで、厳しくなっているかと思うのですが、区の納税課のほうの事務処理とか、現状はどうなのでしょう。戸籍住民課などは窓口が大分混雑して、転入転出の手続だとか対応されているかと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

○小口区政情報課長 区政情報課です。

おっしゃるように納税課のほうでも外国籍の方からの請求が増えているかと思しますので、そちらについても一定程度煩雑な状況になっているかと思えます。納付した日を開示するという開示請求の手続の手間というのも、納税課と区政情報課とでやり取りをした上で請求者のほうに回答していくので、納税課も区政情報課も事務処理に一定程度の負担がかかっているという状況でございます。

○小泉委員 職員の体制とかは、厳しくなればまた考えるということではよろしいでしょうか。

○小口区政情報課長 今は、納税課、区政情報、請求者と三者がいるのですけれども、大体は請求者が納税課にまず行かれて、こちらを案内するのですが、区政情報課をかまずに納税課と請求者との間で、納税証明を発行する際に、納付日も併せて証明できるような簡

素化できる手続の準備を納税課のほうでしております。職員体制は厳しいと思いますが、人の手配をするところまでではないのかなというところでございます。

○川合会長 ありがとうございます。

その他、ご意見等がございましたらお願いをいたします。

くばた委員、お願いいたします。

○くばた委員 すみません。私から1件だけですが、113ページ、今ご紹介がありました「令和7年度不服の申立て制度の運用状況」ですけれども、るる件数がございます。これだけ件数があるということは、相当な人数の方が来ているのか、どれくらいなのか。その辺を分かる範囲で結構ですが。

○貴志情報公開担当係長 区政情報課でございます。

確かにここには23件挙がっておりますけれども、23人かということ、そうではないというところではございます。1人の方が複数、3件、4件と出されていることも、中には含まれているというところがございます。

○くばた委員 そうなると、特定されるかと思っただけけれども、思いは分かるのですよ。思いは分かるのだけれども、こちらもその方だけを、1人とは私は言っていないけれども、こちら側にもやらなければならない仕事がたくさんある中で、これだけどんどん出されたときに果たしてどうなのか。1つ解決したとしても、またですかというようなことがこれから続いていくこと自体に、私は税金を預かってやる区の自治体の仕事として、果たしてどこまでやればいいのかなどという疑問があるのだけれども、その辺もし考えがあればお聞きしたい。

○貴志情報公開担当係長 区政情報課でございます。

ご意見を頂きましてありがとうございます。

す。確かに、開示請求もそうですし、審査請求もそうですけれども、同一人からの開示請求ですとか審査請求というのが課題としてはあると考えております。

審査請求につきましては、やはり制度上「受け付けません」というのは難しい側面はあるとは考えておるのですが、件数を重ねるに当たって、もちろん共通の争点であるとか論点であるとかというところも多々ございますので、そういったところは審査会としては答申というものを出すわけですが、その答申のロジックと申しますか、論理構成については、前回作成した答申のロジックとおおむね共通するような主張であれば、そういうものが当てはまる部分もあったりしますので、そういったところで一定程度の効率化を図りながら適切に対応していくといったところでございます。

○くばた委員 すみません、最後。議会もそうなのけれども、区民の皆さんから陳情が委員会に様々出てきます。それはそれですごく大事なことで、議会ですから、当たり前ですが、受け付けて審議するのだけれども、今お話もあったとおり、同じような類いの陳情、同じような請願、議会で大体満たしていますよねと一回お返しはするのだけれども、また同じようなことが出てくる。これをやっていると、議会も前に進みたいのに、どうしてもそこに、足を引っ張られるという言い方はしないけれども、どうしてもまた戻ってしまう。これは議会としてはどうなのかなということが何回も議論されているので、我々もいろいろなことを経験しながら前に進んでいるので、申し立てはよく分かるのだけれども、内容が同じであれば、前回出ていますよねとか、その辺のところである程度職権でやってもいいのかなということは個人的には思いますので、その辺のことも加味しながら、業

務をやっていただければと思います。以上です。

○小口区政情報課長 区政情報課です。

貴重なご意見をありがとうございました。こちらとしてもなるべく効率化を図って、進めていきたいと思っておりますので、引き続き検討していきたいと考えてございます。

○川合会長 ありがとうございました。

その他、ご意見等がございましたらお願いをいたします。特によろしいですか。

では、その他、特にご意見等がないということでしたら、ただいまの報告についてご了承するというところでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、了承することとしたいと思います。

5 閉 会

○川合会長 以上で本日予定しておりました案件は全て終了ということになります。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、事務局より事務連絡等がございましたらお願いをいたします。

○小口区政情報課長 委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

事務局から連絡事項が4点ございます。

まず1つ目が、駐車場をご利用の方については無料の手続きを行いますので、お帰りの際に事務局までお声がけをお願いいたします。

2つ目でございます。マイナンバー関連の資料をお持ちの委員の皆様におかれましては、こちらもお帰りの際、事務局までお声がけいただければと思います。

3つ目でございます。今般、3年に一度の見直しに基づきまして、国のほうで、今月、個人情報保護法の改正が成立しましたので、国からの詳細情報を精査し、足立区の取扱い

についても照合して、改正が必要かどうかというところも、猶予期間が2年間ございますので、その期間の中で適切に対応してまいりたいと考えてございます。

最後に、次回開催日程でございます。まだ決まっておりませんので、決まり次第、改めてご連絡させていただきたいと思っております。

連絡事項については以上でございます。

○川合会長 ありがとうございました。

その他、特段ないようでしたら、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきたく思います。

本日もご協力いただきまして誠にありがとうございました。